

2024年3月期基準(2023年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



LINKAGE

リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、ＩＲ、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする３分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題 100 問、総合問題 9 問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けているほか、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題	全体像
1	開示書類とその根拠法令の関係

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法	適時開示	会社法
・有価証券報告書 ・四半期報告書	・決算短信 ・決算短信	・(狭義の)招集通知

正解▶②

① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。

② × 決算短信…適時開示

決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示にジャヤー制度において作成されます。この適時開示は、証券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

本番試験の類似問題を掲載しています。

総合問題を解くうえでのポイントを示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

問題	有価証券報告書
101	キャッシュ・フロー計算書関係注記

CAT ㈱の当連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)に答えなさい。
なお、単位は円。

テーマ	キャッシュ・フロー計算書関係注記
連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の増減を示す注記事項です。	連結貸借対照表「現金及び預金」の金額は、X5年3月31日現在、20,000百万円である。

【解答・解説】

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(X5年3月31日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

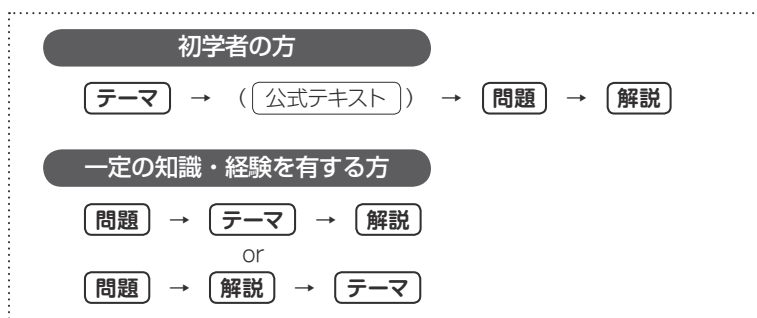
小問(1) 20,000 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

■選択式問題の学習方法

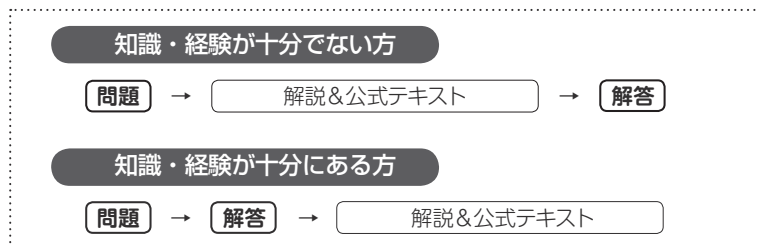
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16【主要な経営指標等の推移】	34
17【主要な経営指標等の推移】	36
18【沿革】	38
19【事業の内容】	40
20【関係会社の状況】	42
21【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕

22 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …	47
23 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】 ……………	49
24 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …	51
25 【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、 【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析】 ……………	53

〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕

26 【設備投資等の概要】 ……………	56
27 【主要な設備の状況】 ……………	58
28 【設備の新設、除却等の計画】 ……………	60

〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕

29 【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】 ……………	61
30 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	64
31 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	66
32 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	74
33 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	76

〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕

34 【経理の状況】の冒頭 ……………	78
35 【連結貸借対照表】 ……………	80
36 【連結貸借対照表】 ……………	82
37 【連結貸借対照表】 ……………	84
38 【連結損益計算書】 ……………	86
39 【連結損益計算書】 ……………	88
40 【連結損益計算書】 ……………	90
41 【連結包括利益計算書】 ……………	92
42 【連結包括利益計算書】 ……………	94
43 【連結株主資本等変動計算書】 ……………	96
44 【連結キャッシュ・フロー計算書】 ……………	98
45 【継続企業の前提に関する事項】 ……………	100
46 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 ……………	102
47 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 ……………	104

48	会計上の変更と誤謬の訂正	106
49	(連結貸借対照表関係)	109
50	(連結貸借対照表関係)	111
51	(連結貸借対照表関係)	113
52	(連結損益計算書関係)	115
53	(連結損益計算書関係)	117
54	(連結損益計算書関係)	119
55	(連結株主資本等変動計算書関係)	121
56	(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57	(リース取引関係)	125
58	(金融商品関係)	127
59	(有価証券関係)	130
60	(デリバティブ取引関係)	132
61	(退職給付関係)	134
62	(ストック・オプション等関係)	136
63	(税効果会計関係)	138
64	(資産除去債務関係)	140
65	(賃貸等不動産関係)	142
66	(収益認識関係)	144
67	【セグメント情報】	146
68	【セグメント情報】	148
69	【関連当事者情報】	150
70	(1株当たり情報)	152
71	(重要な後発事象)	154
72	【社債明細表】	156
73	【借入金等明細表】	158
74	連結財務諸表の【その他】	160
75	【貸借対照表】	162
76	【貸借対照表】	164
77	【損益計算書】	166
78	【株主資本等変動計算書】	168
79	財務諸表注記	170
80	財務諸表の【附属明細表】	173
81	【主な資産及び負債の内容】	175

〔四半期報告書〕	
82 四半期報告書	177
83 四半期報告書（定性的情報）	179
84 四半期報告書（経理の状況）	181
〔内部統制報告書〕	
85 内部統制報告書及び内部統制監査報告書	183
〔臨時報告書〕	
86 臨時報告書（議決権行使結果）	185

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

〔決算短信〕	
87 決算短信	188
88 決算短信	190
89 決算短信（サマリー情報）	192
〔四半期決算短信〕	
90 決算短信及び四半期決算短信	194
91 四半期決算短信	196
〔適時開示〕	
92 適時開示	199
93 適時開示	201
〔コーポレート・ガバナンス報告書〕	
94 コーポレート・ガバナンス報告書	203

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

〔招集通知及び事業報告〕	
95 株主総会の招集通知及び事業報告	206
96 事業報告	209
97 事業報告	211
〔計算書類等〕	
98 計算書類等	213
99 計算書類等	216
100 監査報告書	219

総合問題

101 キャッシュ・フロー計算書関係注記	222
102 退職給付関係注記	226
103 税効果会計関係注記	231
104 1株当たり情報注記	235
105 決算短信サマリー情報（配当の状況）	240
106 生産、受注及び販売の実績	244
107 製造原価明細書	248
108 外貨建有価証券	254
109 引当金	258

会社法上の決算手続

会社法上の決算手続（監査役及び会計監査人を設置している会社を前提）に関して、次の選択肢の中から明らかに不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 計算書類及びその附属明細書、連結計算書類並びに事業報告及びその附属明細書は、会計監査人監査及び監査役監査後、取締役会承認を受ける必要がある。
- ② 上場会社において、定時株主総会招集通知は、株主総会の1週間前までに発送する必要がある。
- ③ 計算書類の写しを、支店に3年間備置する必要がある。
- ④ 有価証券報告書提出会社は、会社法上の公告を必要としない。

テーマ 会社法上の決算手続

会社法におけるディスクロージャーや株主への社内承認手続、外部に対する公表等については、債権者保護（会社文書による債権者の利害の調整）を立法趣旨として、細かく規定されています（上場会社を前提）。

決算・公表手続

内 容

監査及び 社内承認手続	計算書類及びその附属明細書…会計監査人、監査役 ・連結計算書類…会計監査人、監査役 ・事業報告及びその附属明細書…監査役 ↓ 取締役会の承認
株主への 提供措置	株主総会開催日の3週間前の日または招集通知を送付した日のいずれか早い日、インターネット上のウェブサイトに掲載 対象事項… 招集通知（狭義） ・事業報告、計算書類、会計監査人監査報告、監査役会監査報告、 ・連結計算書類 ・株主総会参考書類
招集通知（アクセス通知）の発送	狭義の招集通知（アクセス通知）を作成し、株主に対し株主総会の2週間前の日までに発送 ＜発送内容＞ ・株主総会の日時及び場所 ・株主総会の目的事項（決議事項・報告事項）

	・ 議決権行使方法 ・ 電子提供措置をとっている旨 ・ 電子提供措置に係るウェブサイトのアドレス等
計算書類の備置	本店：5 年間、支店：3 年間
決算公告	定時株主総会後、遅滞なく貸借対照表を公告 (大会社の場合、貸借対照表及び損益計算書) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出会社の場合は、決 算公告不要

正解▶②

① ○ 計算書類等の承認手続

監査役設置会社の場合、計算書類及びその附属書類(以下「計算書類」といいます)については監査役及び会計監査人、事業報告及びその附属書類については監査役の監査を経た後、取締役会の承認を受ける必要があります(会社法 436 条 3 項、444 条 5 項)。

② × 定時株主総会招集通知の発付期限

上場会社における定時株主総会の招集通知(アクセスメール通知)は、会社法上、株主に対し株主総会開催の日の少なくとも 1 週間前(会社法 325 条の 3、297 条の 4)に発送する必要があります。

③ ○ 計算書類等の保存期間

計算書類の写しは、本店に 5 年間、支店に 3 年間備置しなければなりません(会社法 445 条 1 号、2 号)。なお、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合において、法令等が定める一定の措置を講じている場合は、この限りではありません(同条 2 項ただし書)。

④ ○ 決算公告

株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社の場合は貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければなりません(会社法 440 条 1 項)。これを決算公告といいます。もっとも、金融商品取引法の定めにより、有価証券報告書を提出している会社は決算公告を行う必要はありません(会社法 440 条 4 項)。

【事業の内容】

有価証券報告書の【事業の内容】に関する次の記述のうち、適切な記述の個数を次の選択肢の中から選りなさい。

- a) 【事業の内容】では、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を記載しなければならない。
- b) 提出会社と提出会社の関連当事者（提出会社の関係会社を除く）の間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関係当事者の当該事業における位置付け等について【事業の内容】の事業系統図等に含めて分かりやすく説明する必要がある。
- c) 【事業の内容】は、提出会社が行っている事業の内容を記載する。

- ① 0 個
② 1 個
③ 2 個
④ 3 個

テーマ 事業の内容

当連結会計年度末現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、各区分の当該事業における位置付け等について、セグメント情報との併せて分かりやすく説明するとともに、その事業系統図によって示すことが必要です。なお、セグメント情報はセグメント区分ごとに当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載することが求められています。

記載の対象となる関係会社は、次のとおりです。

関係会社 = 連結子会社 + 非連結子会社 + 関連会社 + 親会社 + その他の関係会社

なお、提出会社が特定上場会社等に該当する場合にはその旨、その内容を具体的に説明することとされています。

正解▶ ③

a ○ セグメント情報との関係

「企業内容等の開示に関する内閣府令」2号様式の記載上の注意（3号様式で準用）に規定されている通りの内容です。

b ○ 関連当事者との事業上の関係

これも2号様式の記載上の注意（3号様式で準用）に規定されている通り、提出会社と提出会社の関連当事者（提出会社の関係会社を除く）との間において、系統的で緊密な事業上の関係がある場合には、その事業の内容及びその関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かるよう説明するとともに、その状況を事業系統図等を含めて示すことが求められています。

c × 記載の範囲

【事業の内容】は、提出会社及び関係会社において営んでいる主な事業内容、当該事業を構成している提出会社及び関係会社の当該事業における位置付け等を記載するものです。そのために「提出会社が営んでいる事業の内容のみを記載するわけではありません。

以上より、適切なのは、(a)、(b)なので、選択肢③が正解となります。

(連結貸借対照表関係)

有価証券報告書の連結貸借対照表関係の注記に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選ばさい。

- ① 子会社及び関連会社の株式 100,000 千円を保有しているため、注記を行った。
- ② 連結子会社の借入に対して親会社である当社が連帯保証を行ったため、子会社の借入に対して連帯保証をおこなっているため注記を行った。
- ③ 受取手形の割引を行ったため、受取手形割引金について受取手形割引額と面金額の注記を行った。
- ④ 係争事件に係る損害賠償義務が発生する可能性があるため、損害賠償損失引当金を設定し、偶発債務として注記を行った。

テーマ

連結貸借対照表関係

問題 49 を参照。

正解 ▶ ③

- ① × 非連結子会社及び関連会社の株式の注記

非連結子会社及び関連会社に対する出資金、非連結子会社及び関連会社の発行済株式の他の有価証券並びに非連結子会社及び関連会社に対する出資金の発行済株式の他の有価証券は、それぞれ注記することとされています。子会社には連結子会社と非連結子会社があります。注記を行うのは“非”連結子会社株式及び関連会社株式となります。

- ② × 偶発債務の注記

連結子会社に対する出資金については、連結貸借対照表上「借入金」としてすでに開示されているため、当社が連帯保証を行った場合であっても注記は必要ありません。

- ③ ○ 割引手形及び裏書手形に関する注記

手形の割引、裏書きを行った場合には、その額面金額の注記が必要となります。

(連結損益計算書関係)

有価証券報告書の連結損益計算書関係の注記に関して、適切と思われる選択肢を2つ選びなさい。

- ① 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額について、その金額を注記する。
- ② 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費について、その総額を注記しなければならない。
- ③ 連結損益計算書上、販売費及び一般管理費を一括して記載した場合、販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合を注記する。
- ④ 通常の販売の目的をもって所有するたな卸資産において、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該帳簿価額を売上原価その他の項目の内訳項目としてその内訳を示す名称を付し、科目をもって区分掲記したうえで、連結損益計算書の注記において、切り下げ額を記載する必要がある。

テーマ

連結損益計算書関係の注記

連結損益計算書の利用により、企業の実績の経営成績に関して適正な判断を行えるよう、定期的に必要と認められる情報を、連結損益計算書関係の注記として開示するべき事項のうち主なものは次のとおりである。

工事損失引当金繰入額の注記

- ・ たな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する記載
- ・ 販売費及び一般管理費の主要な費目及びその金額の注記
- ・ 研究開発費の注記
- ・ 特別損益に関する注記
- ・ 減損に関する注記

なお、特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法等によって、当該注記との関連を明らかにする必要があります。

正解▶①及び②

① ○ 工事損失引当金繰入額の注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額については、その金額の注記が求められています。

② ○ 研究開発費の注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければなりません。これは、研究開発の規模について企業間の比較可能性を担保するのが趣旨です。

③ × 販売費及び一般管理費の主要な費用とその金額

連結損益計算書上、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記した場合、その科目及びその金額を注記する必要があります。もっとも、連結損益計算書の注記が求められている「販売費及び一般管理費を一括して掲記する場合における販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよそ割合の注記」は、連結損益計算書においては求められていません。

④ × たな卸資産の帳簿価額の切下額に関する記載

通常の販売目的をもって保有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合は、当該切り下げ額を売上原価その他の項目の内訳項目としてその内訳を明記する科目をもって区分掲記しなければなりません。ただし、当該切り下げ額を別掲せずにたな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額から切り下げた金額により計算し、連結損益計算書関係の注記においてその及び当該切り下げ額を注記する方法も認められています。よって、切下額を区分した場合は、明記の必要はありません。

財務諸表注記

有価証券報告書における財務諸表の注記に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。なお、特例財務諸表提出会社であるが特例を適用していない会社を前提とすること。

- ① 貸借対照表に減価償却累計額が独立掲記されている場合、貸借対照表関係の注記として減価償却累計額を注記する必要がある。
- ② 子会社との取引に基づいて発生した債権については、期末残高が大きいと重要性があれば注記が必要となるが、関連会社との取引に基づいて発生した債権については注記の必要がない。
- ③ 提出会社の子会社向け売上高につき特定勘定があるとして特定子会社に該当する子会社が存在しても、当該子会社の期末残高は、関係会社に対する売上高の注記として必ずしも開示が必要と認められるわけではない。
- ④ 連結財務諸表作成会社にも個別財務諸表を作成している場合、株主資本等変動計算書関係の注記として配当に関する注記が必要となる。

テーマ 財務諸表注記

個別財務諸表を利用している提出会社の財政状態、経営成績等に関して適正な判断を与えるよう、定期的に開示が必要と認められる情報を、財務諸表の注記欄に記載している。もっとも、連結財務諸表作成会社の場合、一定の注記は個別財務諸表においても開示することが認められています（下表参照）。

連結財務諸表作成会社における個別財務諸表において必要とされる注記）

主要な項目	注記の必要性
（継続企業の前提に関する事項） （貸借対照表関係） ・たな卸資産及び工事損失その他の資産に係る引当金の注記 ・減価償却累計額の注記 ・減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記 ・事業用土地の再評価に関する注記 ・たな卸資産及び工事損失引当金の注記 ・企業結合に係る特定勘定の注記	必要 不要（企業結合に係る特定勘定の注記は（注）1 参照）

〈検定主催団体について〉

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】（旧財務報告実務検定）」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】（2016年2月1日より試験開始）」を開発・運営しています。

〈執筆協力者プロフィール〉

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150か国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	三浦 太（みうら・まさる）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし） 松本雄一（まつもと・ゆういち）
レ ビ ュー ア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執 筆 協 力 者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ） 小畑 旭（おばた・あさひ） 小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり） 吉澤直隆（よしざわ・なおたか） 中谷真久（なかや・まさひさ）

2015年 6月28日 初版第1刷発行
2023年 8月1日 第15刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式問題集 2024年3月期基準(2023年8月1日版)

編 著 者 日本IPO実務検定協会
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-2
アーク銀座ビルディング6F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本IPO実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。